

(様式第2号)

監委第69号
令和5年11月27日

太田市市長 清水聖義様
太田市議会議長 矢部伸幸様
太田市選挙管理委員会委員長 伊藤洋子様
太田市公平委員会委員長 横山 溥 様
太田市固定資産評価審査委員会委員長 大島孝之様

太田市監査委員 高橋嘉一郎
太田市監査委員 山田隆史

定期監査結果報告書

(総務部・健康医療部・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 総務部（総務課、財政課、管財課、契約検査課、危機管理室、市民税課、資産税課、収納課）
健康医療部（健康づくり課、新型コロナウイルス感染症対策室、国民健康保険課、医療年金課、介護サービス課）
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)
(2) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(3) 財産管理（備品、公用車等）は適正か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和5年度（監査基準日：令和5年9月30日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、監査諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和5年10月26日から令和5年11月10日まで

6 監査の結果

総務部、健康医療部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。